

違反対象物の公表制度

違反対象物の公表については、現在、消防法令の規定により消防機関が命令を行った場合に、違反対象物の建物の入口に標識を設置するなどして公示し、住民や利用者の方へお知らせをしています。

しかし、公示に至るまでの間は、建物の危険性に関する情報が利用者に提供されない状況にあります。

盛岡消防本部では、利用者自らが建物の情報を入手して利用を判断できるよう、盛岡地区広域消防組合火災予防条例等の一部を改正して消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、ホームページでその違反内容を住民や利用者の方へ公表する制度を平成30年4月1日から施行して運用を開始しました。

目的

消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者へ公表することにより、利用者の防火安全に関する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進を図ることを目的としています。

公表の対象となる建物

劇場、映画館、遊技場、飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院、社会福祉施設など、不特定多数の方が利用する建物が対象となります。

対象となる違反

建物に消防法で義務付けられた以下の消防用設備等が設置されていない重大な消防法令違反です。

- 屋内消火栓設備
- スプリンクラー設備
- 自動火災報知設備

公表する内容

- 1 建物の名称
- 2 建物の所在地
- 3 違反の内容

公表の時期

消防署の立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日経過した日において、その違反が継続して認められる場合に公表します。

なお、公表は違反の是正が確認されるまで継続します。

消防署問い合わせ先

| 消防署 担当係 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------|-------------------|--------------|
| 盛岡中央消防署 予防係 | 盛岡市盛岡駅西通一丁目27番55号 | 019-626-7303 |
| 盛岡西消防署 予防係 | 盛岡市青山三丁目8番10号 | 019-647-0119 |
| 盛岡南消防署 予防係 | 盛岡市三本柳10地割47番地 | 019-637-0119 |
| 八幡平消防署 予防係 | 八幡平市大更第35地割227番地 | 0195-76-2119 |
| 滝沢消防署 予防係 | 滝沢市中鵜飼55番地 | 019-687-5119 |
| 紫波消防署 予防係 | 紫波郡紫波町桜町字大坪88番地1 | 019-676-7119 |